

令和7年度 第3回焼津市総合教育会議議事録

1 開催日時 令和8年2月19日(木) 午後3時から午後4時23分まで

2 会場 焼津市役所7階 会議室7A

3 出席者

(構成員)

市長 中野弘道

焼津市教育委員会

教育長 羽田明夫

教育委員 増田紀子 増田徹哉 外山敬三 古谷光子

(関係者)

副市長 下山晃司

(事務局)

教育部長 杉山佳丈、学校福祉部長 鈴木彰、こども未来部長 村松久美、こども未来部次長兼こども相談課長 堀内千穂、生きがい・交流部長 海野真彦、教育総務課長 長谷川貴紀、教育総務課参事兼施設担当主幹 鈴木智之、学校教育課長兼GIGAスクール推進室長 福田陽子、教育センター所長 小林伸生、学校給食課長兼学校給食センター所長 萩原雅頌、図書課長 平田泰之、子ども支援課長 荒井健、家庭支援課長 谷澤富美子、子育て支援課長 山梨のぞみ、保育・幼稚園課長 青島庸行、スマイルライフ推進課長 増井悟、文化振興課長 日下部充、スポーツ課長 小泉富広、国際交流課長 岡本真、学校教育課主席指導主事 大石みゆき、麻布克哉、教育センター主席指導主事 倉嶋義人、子ども支援課主席指導主事 鈴木宰民、政策企画課総務担当兼政策企画担当係長 望月健司、子ども支援課総務担当主幹 下村千鶴子、教育総務課総務担当主幹 安藤隆行

4 協議事項

- (1) 次期「焼津市教育大綱」について
- (2) 子ども家庭支援について
- (3) 教育センター「みらい」事業について

5 報告事項

- (1) 学校における猛暑災害対策について
- (2) 部活動と地域クラブ活動について
- (3) 「焼津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について

6 その他

- (1) 令和8年度総合教育会議協議事項(案)について

7 議事内容

別紙のとおり

A 4 横の資料 1 - 2、第 3 期焼津市教育大綱（案）修正内容一覧表をご覧ください。表の 1 番左から、大綱（案）の記載箇所、事務局で提示した当初案、ご議論後の大綱案となっております。

まず、1 ページ中段、当初案では、下線部「自分自身を知ることが大切です。また、先生によさを認めてもらったり、逆に課題を指摘してもらったりする中で、自分の夢や目標を描き、主体的に学ぶことも重要なことです」としておりましたが、「先生によさを認めてもらったり、逆に課題を指摘してもらったりする中で、」の部分が受け身に感じられ、また、友達との関わりの中で良さを認められたり、逆に課題に気づいたりすることもあることから、そうした内容が入ると良いのではないかとのご意見をいただきましたので、前段の部分も含めて全体的に見直し、大綱案では、「自ら自分自身の良さや課題に気づいたり、まわりの人から教えてもらったりして、自分自身を知ることが大切です。自分自身を知ること、自分の夢や目標を描くことができ、主体的に学ぶことにつながります」としております。

その下の、1 ページの下段、2 ページ前段は、字句の修正をしております。

次の、2 ページ後段、当初案では、下線部「苦勞」と表現しておりましたが、苦勞という表現は、「苦しみ」や「疲れる」というイメージがあるので、もう少し柔らかい表現にしてはどうかとのご意見をいただきましたので、大綱案では「たとえそれが困難なことであっても」としております。

次の、4 ページ上段の当初案では、下線部「幼稚園・保育所（園）」としておりましたが、こども園もあるので、幼稚園・保育所（園）に「等」を追加すべきではないかとのご意見をいただきましたので、大綱案では「幼稚園・保育所（園）等」としております。

裏面をお願いします。

同じ 4 ページ上段であります、「(2) 子どもの健やかな成長支援の充実」の、当初案「保育者や教職員など、支援者が」について、保育者や教職員を支援者と表現することはなじまないとのご意見をいただきましたので、保育者や教職員に保護者を加えるとともに支援者という表現を削り、大綱案では「保護者、保育者、教職員などが」としております。

また、その下、当初案では「子どもの健やかな成長支援の充実を図ります」については、より具体的にイメージしやすい表現とするため大綱案では「子どもの健やかな成長を共に育む体制の充実を図ります」としております。

次の「(3) 地域全体で子育てを応援する環境づくり」の当初案における「我が子」という表現について、家庭によって様々な形があるため修正が必要ではないかとのご意見をいただきましたので、大綱案では「子ども」という表現にしております。

次の 5 ページ上段の (4) 配慮を要する児童生徒とその家庭への支援の充実の当初案の下線部「専門教員や指導員を配置すると共に、教員の専門的なスキル

| | |
|--------|---|
| | <p>の向上のため、研修の充実を図ります。」との記載については、大綱案では「日本語教師資格をもった支援員やバイリンガル支援員等を配置するとともに、教員の専門的なスキル向上を目指した研修の充実を図ります。」と、より正確にわかりやすい表現にしております。</p> <p>最後になりますが、6ページ下段の「(3)シビックプライドを醸成する地域教育の充実」について、シビックプライドを醸成する目的を明確に記載した方が良いとのご意見をいただきましたので、当初案での「誰もが郷土への愛着と誇りを持てるように、芸術文化活動を市民、団体と協働で推進するとともに、」については、大綱案では「郷土への愛着と誇りを持つとともに、地域に主体的に係わっていく人となるよう、芸術文化活動を市民、団体と協働で推進し、併せて、」としております。</p> <p>このように、様々なご意見をいただき取りまとめさせていただきました第3期焼津市教育大綱（案）については、策定スケジュールのとおり、昨年12月23日から翌1月23日までの期間、パブリックコメントを実施いたしましたが、ご意見はありませんでした。</p> <p>このため、本日お手元にお配りさせていただいております「第3期焼津市教育大綱案」を「第3期焼津市教育大綱」とさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上で、協議事項の1つ目、次期「焼津市教育大綱」についてのご説明とさせていただきます。</p> <p>ご協議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>教育委員会としては、児童・生徒・保護者・教職員にアンケート調査を行って声を聞き、国や県の教育の動向等も視野に入れ、さらに、今説明があったような市民へのパブリックコメントを求めるなど、検討を重ねてきました。従いまして、教育委員会として、今後4年間この教育大綱を柱に、本市の教育活動を推進し、さらに本市の教育が発展していくよう努めていきたいと考えております。</p> <p>他に、ご意見ご質問が無いため、本日提示させていただいております「第3期焼津市教育大綱（案）」を、「第3期焼津市教育大綱」としてよろしいでしょうか。賛成の委員は、挙手をお願いします</p> <p>(挙手)</p> <p>挙手総員のため、「第3期焼津市教育大綱（案）」を、「第3期焼津市教育大綱」とさせていただきます。これまで、多くの意見を聴取していただき、素晴らしい教育大綱が出来ましたことに厚くお礼申し上げます。</p> |
| 羽田教育長 | |
| 中野市長 | |
| 教育委員全員 | |
| 中野市長 | |

| | |
|------------------|--|
| <p>荒井子ども支援課長</p> | <p>(2) 子ども家庭支援について 配付資料により説明 (説明概要) 資料2をご覧ください。 まず、子ども家庭支援の状況についてです。1ページをご覧ください。 令和6年度末と令和7年度12月までの学校福祉部の支援により改善等が図られた不登校児童生徒の状況ですが、相談室や教室に登校できた児童生徒は昨年度1年間で70人に対し、今年度12月までで64人になっております。その他にも、多くの児童生徒をチャレンジ教室や医療機関・関係機関につなげたり、生活の改善を図ったりしております。</p> <p>次に、学校福祉部が支援した児童生徒数です。不登校の保護者の相談を聞いたり、家庭訪問したり、ケース会議を行ったりした不登校対応で121人、いじめの相談を聞いたり、子どもの表れに関するケース会議や対応を行ったりする生徒指導対応で43人、就学支援・特別支援教育に関する対応で128人に対して支援を行っております。</p> <p>次に、家庭訪問や電話等の実績であります。学校や関係機関とのケース会議や電話での情報交換を12月までに2,394回行いました。家庭訪問や学校等で直接支援した回数は907回あり、保護者と電話や面接での相談支援は1,733回行いました。関係機関との連絡と保護者との電話や面談は、すでに昨年度の実績を超える回数となっております。</p> <p>今年度も、数多くの児童生徒や家庭への支援に当たることができています。今後も、一人でも多くの児童生徒や家庭への支援ができるよう取り組みを進めてまいります。</p> <p>次のページをお願いします。 焼津市の不登校の状況です。</p> <p>まずは、下2段、昨年度と今年度の12月までをご覧ください。斜めに同一集団で比較しますと、令和6年度の小学校1年生と令和7年度の小学校2年生は、9人で不登校児童数が増えていません。その他の学年は、増加しています。特に小学校6年生から中学校1年生、中学校1年生から中学校2年生が大きく増加しています。</p> <p>次に、下2段を上下で比べてください。同学年で昨年度と比較しますと、小学校1年生から小学校3年生と、中学校1年生は減少しています。小学校5年生と中学校3年生は、同数です。小学校4年生、小学校6年生、中学校2年生では、増加しています。合計で比較しますと、小学校では増加していますが、中学校では減少しています。</p> <p>次に、上2段をご覧ください。令和6年度の12月までと、1月から3月を加えた年間を比較すると、3か月間で10人以上増加している学年もあります。これは、毎月2日から3日欠席していた児童生徒が、年度末に欠席日数30日</p> |
|------------------|--|

を超えて、不登校にカウントされるためだと考えられます。

これらのことから、同一集団では、翌年度に不登校児童生徒が減っている集団はありませんでした。つまり、一度不登校になると学習面の遅れなどあつて、学校に通いたいという意欲を取り戻しても、不登校から抜け出すことが難しいと考えられます。こうした児童生徒に対しては、チャレンジ教室や心の教室で支援し、社会的自立を図っています。

また、不登校児童生徒数そのものを減らしていくためには、新規に不登校になる児童生徒を減らしていくことが重要であることがわかります。

では、焼津市の新規不登校はどうなっているかについてですが、「3 焼津市の新規不登校割合」(1)の小学校をご覧ください。

小学校では、令和3年度をピークに、低下傾向にあります。令和5年度に一度高くなりましたが、全体的に国や県と比較しても、新規不登校割合が低くなっています。

3ページをご覧ください。

(2) 中学校です。中学校も令和3年度が最も高くなっていますが、それ以降は新規不登校割合が低くなってきています。特に令和6年度は、県では増加しましたが、焼津市では、国や県よりも大幅に低い約31%となっています。

(3) 合計です。小中全体で見ますと、令和5年度は小学校が高かったために、少し高くなっていますが、国や県よりは低くなっています。令和6年度は、小学校、中学校ともに低かったため、全体でも大幅に低い割合となりました。

次に、成果と課題です。(1) 新規不登校への取組ですが、令和5年度から研究指定校で「学校が誰にとっても居心地の良い場所であり、保護者や地域住民にとっては愛着のある場所となるような学校風土」の研究や「誰一人取り残されない学校風土の醸成」の研究を行ってまいりました。研究指定校での取組を学校福祉部が各学校にお便りで知らせたり、校長会で紹介したりすることで、児童生徒が自ら、判断・行動する機会を増やし、主体的に取り組む機会を設定する学校が増えてきています。

また、学校へは登校することができますが、教室に入りにくい児童生徒への対応として、校内教育支援センターである心の教室を利用することも定着してきています。こうした取組の成果として、新規不登校者数の割合が、国や県と比べて低くなっていると考えられます。

4ページをご覧ください。

(2) 学校福祉部の取組です。新規不登校を未然防止することも重要なことではありますが、現在不登校で困っている児童生徒や家庭を支援することも重要なことでもあります。

学校福祉部では、この3年間で多くの児童生徒や家庭に対して福祉的な支援に加え、チャレンジ教室や心の教室など本人に適した学びの場につなぐ支援を重ねてきました。その結果、不登校で会うことも難しい児童生徒はほとんどい

なくなりました。今後も、将来的に引きこもってしまうことがないように支援を重ねていきます。また、個々の児童生徒に応じた特別な支援と学びの場についても協議を重ねていきたいと考えています。

(3) チャレンジ教室の取組です。今年度12月までにチャレンジ教室を利用した児童生徒は小学校で26人、中学校で37人おり、学校に足が向かない児童生徒の居場所として利用されています。これは、正式に通所した児童生徒の人数であり、見学や体験した児童生徒を含めると、さらに多くの児童生徒が利用しています。それぞれのチャレンジ教室では、体験的な活動を取り入れたり、地域の方の協力を得たりして、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っています。中には、チャレンジ教室で自己肯定感を高め、学校に登校し始めている児童生徒も見られます。焼津市のチャレンジ教室の取組は、他市町からの関心も高く、最近では、1月20日に神奈川県茅ヶ崎市の議員の方々が、行政視察に来ています。今後も、3つのチャレンジ教室それぞれの特色を生かしながら、より児童生徒の社会的自立を図るための支援を行っています。

最後に(4)心の教室での取組です。心の教室は小学校・中学校合わせて234人もの児童生徒が利用しており、心の教室を利用することで、欠席日数が30日未満となった小学生が16人、中学生が20人います。これは、心の教室が校内教育支援センターの役割を担うようになってから3年目を迎え、各学校が工夫を重ねてきたことで、利用する児童生徒が増えてきた成果であると考えられます。また、今年度から8校で6時間体制となったことで、午後も安心して学校にすることができる児童生徒が増えています。心の教室で児童生徒自身が自分で考えて、活動していくことで、自己肯定感を高め、教室に戻っていく児童生徒も見られています。

現在、議会に提案中ではありますが、来年度から心の教室相談員の勤務時間が全校で6時間になるように進めております。午後まで利用できる心の教室でのより効果的な支援を研究していくとともに、児童生徒にとって安心して利用できる心の教室の在り方についても考えていきます。

説明は以上です。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

増田紀子教育
委員

やはり不登校という状態になってしまうと、子どもも非常に不安に思いますし、親も不安になるという状況の中で、学校生活に失敗してしまったと思うこともあると思います。

そういった時に、チャレンジ教室、心の教室という存在は、本当に大きいと思います。チャレンジ教室の中で、小さくても成功体験、これは、うまくいった、自分にもいいところがあると思うようなことを積み重ねていくことで、子どもが、将来生きていく上での力に繋がっていくと思います。従って、このチャレンジ教室の授業は本当に大事にしていきたいと思います。また、それに伴い、不登校児童生徒へのたくさんの対応があると思いますが、是非、この

| | |
|-----------|--|
| 古谷教育委員 | <p>地道な成果を積み重ねて、今後も市民や学校に対して、どんどん周知し、発信して欲しいと思います。自分の子どもが不登校になった時に相談してみようと思っただけで、安心・信頼に繋がると思いますが、学校との連携もスムーズにいくのではないかと改めて思いました。</p> <p>今ご説明いただきました「チャレンジ教室」、「心の教室」については、本当に素晴らしいと思います。</p> <p>4ページの最後に、「児童生徒にとってより安心して利用できる心の教室のあり方についても考えていきたい」という課題について記載がありますが、「チャレンジ教室」、「心の教室」について、現時点でどのような課題がありますか。</p> |
| 荒井子ども支援課長 | <p>課題としましては、今まで、午前4時間の学校もあったため、午後になり教員がいなくなると帰らざるを得ない児童生徒がいましたが、来年度からは、市内全校で6時間となるため、午後も安心していただける子たちが増えてくると思っております。</p> <p>その他は、それぞれの「心の教室」により、在籍する児童生徒数が違ったり、状況も違ってまいりますので、それぞれの学校で工夫して取り組んでいるところです。</p> |
| 古谷教育委員 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ということは、担当の先生がいてくださる時間が延長になるということの一つ安心が増えるということ、あとは個々のそれぞれの教室で課題を都度解決しているという理解でよろしいでしょうか。</p> |
| 荒井子ども支援課長 | <p>はい。</p> |
| 古谷教育委員 | <p>わかりました。ありがとうございました。</p> |
| 外山教育委員 | <p>チャレンジ教室の意義というのはよくわかりました。現在、小学校でチャレンジ教室に通われている児童が26人、中学校で37人と説明がありましたが、この人数は、定員いっぱいの状況ということですか。</p> |
| 荒井子ども支援課長 | <p>十分に余裕があるとは申しませんが、まだ受け入れることは可能であると思っておりますので、今後も希望があれば、できる限り受け入れていきたいと考えております。</p> |
| 外山教育委員 | <p>まだ受け入れることができることを聞いて安心しました。不登校の児童が、</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>荒井子ども支援課長</p> | <p>家庭に閉じこもってしまい、どこにも出られない子が行きやすいのは、チャレンジ教室ですか、それとも心の教室ですか。</p> <p>子どもの状況によって違うため、ギリギリまで小学校に行っていて、つい最近学校に行けなくなったばかりであるような児童生徒である場合は、心の教室を勧めてみたりしますし、長期間の間、学校から離れているような場合には、チャレンジ教室を勧めていったり、それでも行けない場合は、学校福祉部の支援で近くの公園で遊んだりといったことで、少しずつ社会的自立を図っているところです。</p> |
| <p>外山教育委員</p> | <p>よくわかりました。いろいろなケースがあり、その子に合った指導というのがいくつかあるという中で、現在、焼津市ではこういうふう成果を上げていることがよくわかりました。ありがとうございました。</p> |
| <p>羽田教育長</p> | <p>先ほどの説明の中で、新規不登校の焼津市の割合が低いと説明がありましたが、これは、令和6年度が小学校・中学校共に全国や県より低いとうことであったため、本年度の状況を調べてきました。</p> <p>私が見たのは1月末で、この後2月、3月で、先ほど説明があったように、今27名位の方が30日を超えたり、欠席があるため、何とも言えませんが、現状では、令和8年1月末で、小学校38.2%ですので、7.2ポイント低いです。</p> <p>それから、中学校の方も25.4%であり、新規不登校率は、5.5ポイント低いです。成果としては確実に上がっていると考えています。この要因の一つは、学校が早期対応し、少しでも心配な表れが見えたら、すぐに、子どもはもちろん保護者と連絡を取っていますし、もう一つは、心の教室がある関係で、教室に入りにくいという子が、心の教室は出席扱いになりますので、そこに行くことで、元気を取り戻してまた教室に戻ったり、心の教室に少し長い期間いるが、そのうち戻れるような子がいたりということの成果、また、学校福祉部も関わってケース会議を行い対応していることも成果であると私は解釈しています。</p> <p>それから、昨年度30日以上欠席し、不登校児童生徒としてカウントされた子で、本年度1月末現在、欠席が30日に満たない子は、小学校で33人、中学校で40人、合計で75人いました。</p> <p>これは、学校福祉部、チャレンジ教室、心の教室、そういった支援が大きいと私は感じています。</p> |
| <p>増田徹哉教育委員</p> | <p>親としては、学校に行けなかった子が、チャレンジ教室や心の教室に行けるようになり、一歩でも家から出ることができるようになると、すごく安心すると思います。</p> <p>そうすると、家庭内での親と子の関係はすごく良い方向に向かっていくと思</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>中野市長</p> | <p>います。親御さんは、心も少し落ち着いてくると思いますので、チャレンジ教室、心の教室は、通いやすく過ごしやすい場所にしていただければと思います。</p> <p>このような取組を行い、学校現場の先生方とも連携し予防に努め、心の教室等も設置する中で、教育委員会の成果がこれだけ上がっております。従って、これらの成果が分かるよう、単に不登校児童生徒の人数等を報告するのではなく、外への情報発信の仕方について、少し研究していただければと思います。</p> |
| <p>小林教育センター所長</p> | <p>(3) 教育センター「みらい」事業について 配付資料により説明 (説明概要) 資料3をご覧ください。</p> <p>教育センターみらいは、4つの柱で事業を進めていますので、その4つの柱に合わせて項目立てし、説明いたします。</p> <p>1～3については、主に新規の事業について、4の「外国につながる児童生徒支援のために」は、新規に限らず、詳しく説明します。</p> <p>1 ページをご覧ください。一つ目の柱「教育大綱の理念浸透、授業改善の推進」です。先ほど、「案」がとれました次期教育大綱の(1)「目指す姿」は、みんなで笑顔を育むまちやいづ、「基本理念」は「優しく、強く、愛しい人」です。これを受け、(2) 令和8年度 焼津市の教育の重点 及び(3) 令和8年度 学校教育の重点を、「和のある集団の創造」として取り組んでいきます。これらの取組の市内小中学校への周知方法として、①年度内は、市の校長会議で提案し、ご意見をいただきました。②新年度になってからは、新たな組織となった市の校長会議で改めて説明し、学校訪問等を通して理念浸透、授業改善の推進を進めていきます。</p> <p>(5)には、学習指導要領改訂に向けての情報収集と周知を入れました。学習指導要領は、概ね10年周期で改定されています。令和8年度中に中央教育審議会の答申がまとめられる予定であり、情報の収集、必要な情報等を教育委員会及び教職員へ発信していきます。</p> <p>二つ目の柱「子どもの豊かな学びの創造のために」です。今年度初めての試みとして、(1) STEP UP English を実施しました。①目的は、外国語の授業が「書く・読む」領域に広がる前の4年生に、英語での活動を楽しむ経験を通して、英語でのコミュニケーションに対する意欲を高めるとともに、学校以外の場で学ぶよさを体感することで、学びに向かう姿勢を涵養する。としました。②対象は、大井川地区3小学校の4年生の希望者で、実際に参加した人数は、(ア)指導者として、派遣業者のALT8人とバイリンガル支援員1人。(イ)参加児童として、当日体調不良のため不参加となった2人を除いた11人と、プレ教室の学習の一環として参加した外国につながる児童生徒3人を合わせた</p> |

14 人です。④に参加者の感想を載せました。どの子ども達も、英語のみで工作やビンゴ、福笑いなどのゲームを、大いに楽しんでくれたようです。

2 ページをお願いします。⑤来年度に向けて、他の地区にも広めたいと考えているので、適した会場、参加者の送迎の安全等をふまえ、計画したいと思えます。

(2) 学校からの学習支援依頼の対応をしました。

①市役所、②に今年度、新たに発足した元教職員の集まりである焼津チームボランティアの仲介内容を記しました。専門的な話をうかがったり、技能を教えてもらったりすることで、子どもの学びに深まりがありました。来年度以降も続けていきたい取組です。

三つ目の柱「子どもにとって魅力ある教師を育成するために」です。

(1) 教員向けの研修の企画運営です。今年度も焼津福祉会、静浜幼稚園、大井川南幼稚園などの小中学校外での研修の場の提供にご協力いただき、研修生は、社会人として、新たな視点で学びを得ることができました。

(2) 昨年の令和7年1月に協定を締結した静岡大学教育学部との連携です。

①今年度、「社会科授業づくり研究会」が発足し、静岡大学の社会科教員の派遣が開始されました。(i)成果として、様々な視点からの社会的事象の解釈、単元構想や学習課題についてのよさと改善点、生徒の表れについて専門的な見地からの評価等は、会員の資質向上になったこと、大学の先生、社会科授業づくりに情熱を持つ教員と、じっくりと協議する機会となり、同僚性が高まり、焼津市社会科教員の力量向上につながったこと、を挙げました。

②各小中学校の校内研修への講師派遣を行いました。(i)成果として、黒石小学校の例、焼津西小学校の例を挙げました。

3 ページをご覧ください。

(3) つい先日、協定を締結した静岡福祉大学との連携です。①「理科指導法研究会」の来年度早々の発足に向け、準備を始めています。②その他の連携についても、静岡福祉大学の先生の専門のデータを準備いただくことになっています。

四つ目の柱「外国につながる児童生徒支援のために」です。こちらは、詳しく説明します。

(1) プレスクールの会場の拡大についてです。外国につながる児童生徒が多く入学する小学校から、プレスクールの会場校を増やして欲しいという要望をいただいています。そこで、今年度は、②で示したように、全体の回数は変えずに、会場を増やす試行をしました。④成果として、一つ目のポツ、回数を重ねるごとに、子どもたちの動き（聞く姿勢、声の大きさ、あいさつの仕方、保護者との距離感等）に成長が見られます。二つ目のポツ、和田小実施日に、様子をみにきた校長、教頭が、あいさつする機会を作ったところ、保護者、入

学予定児童とも、安心感を持ったような和やかな表情をしてくれました。三つ目のポツ、保育・幼稚園課職員も参加し、プレスクールの内容を把握いただきました。今後、会場校を増やした場合などの対応につなげることができると思います。四つ目のポツ、小学校を会場とし、開始時刻を8時とすることで、学校までの通学路を確認したり、リズムを整えたりすることができます。今後、会場を増やすとしたら、適した会場、人員、予算の確保等を検討していきたいと思えます。

(2) 就学ガイダンスの実績報告についてです。

①最近の傾向です。4ページをご覧ください。就学ガイダンスは、基本、直接入国してきた児童生徒の保護者対象に対し実施していますが、国内移動による焼津市内小中学校の転入についても、支援が必要だと判断する場合は実施し、事案によっては、他課との情報共有をして支援を進めています。出身国は、フィリピンが変わらず多いですが、今年度は、ブラジルも多く推移しています。各月の就学ガイダンスを実施した子どもの人数の一覧は②で示した通りです。③には、その就学ガイダンスを実施した児童生徒の現況を示しました。就学ガイダンスから学校就学まで、おおよそ3か月という目安はありますが、子どもの実態、保護者の希望、家庭環境などを総合的に判断し決定しています。就学後も、継続的な就学になるよう学校と連絡を取り合って支援しています。④成果と課題です。他課（家庭支援課）と連携し、転入家庭の安心安全な生活環境を整えることができました。二つ目のポツ、フィリピンとブラジル以外の言語が母語になる児童生徒のプレ教室の実施が、バイリンガル支援員の確保ができず、母語指導ができないという課題があります。

続いて、(3) バイリンガル支援員の確保と育成、発掘についてです。

まず、①バイリンガル支援員の確保です。市内小中学校からの要望に、できるだけ速やかに、希望通り対応できるよう登録バイリンガル支援員の確保と育成、新たな人材発掘に努めています。以下の表に、今年度、新規に登録したバイリンガル支援員の言語別の一覧表を示しました。

教育センター職員の声掛け、つてをたどって新規の登録者数を増やしていますが、本業があったり、自宅が他市だったりで、支援していただける時間に限りがある支援員が多いです。午前中、週3回、もしくは4回、1日3時間ほどかけて行っているプレ教室で母語指導をしてくれるバイリンガル支援員の不足という課題は解消できていない状況です。

そこで、②ポケットークについて、業者説明を受け、活用方法を検討したり、試しに使ってみたりしている状況です。

最後になります(4) 外国人児童生徒放課後学習支援です。外国につながる児童生徒にとって、「学校は楽しいが、勉強が分からない」という切実な課題があります。そこで、外国につながる児童生徒を対象とした放課後学習支援を、来年度、1か所で試行し、成果と課題を検証したいと考えています。

| | |
|---------------|---|
| <p>古谷教育委員</p> | <p>説明は以上です。ご協議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>外国籍のお子さん達と、日本の子ども達との交流というのはすごく大切だと思っておりますので、「STEP UP English」を施行されたというのはとても大きなことだと思います。成果も上がっているようですし、これを継続されるということで、安心をしております。今後、「English Camp」のような1泊2日で、例えば、青少年の家などでキャンプとかされたら楽しいかなと思いました。また、ご検討いただければと思います。</p> |
| <p>羽田教育長</p> | <p>説明にありましたように、教育センターみらいの事業の一つ目が、教育大綱の理念の浸透とありますが、大きく言えば、本市の学校教育の現状を把握して、今後どういう取組をしていくかという非常に大きな内容を、教育センターみらいが担っていると思います。第3期焼津市教育大綱の検討も、教育センターを中心に進めてきたわけですが、現在、国では10年周期で行う学習指導要領の改訂作業が進んでいます。</p> <p>前回、現行の学習指導要領というのは、2016年に改訂されており、次の年が周知期間であり、2018年から2年間は移行期間に入り、2020年度に小学校が実施されています。</p> <p>それと同じ10年後の2026年度が来年度のため、先ほど言ったように来年度答申がまとめられますが、順当にいくと、来年度の末に改訂がなされて発表されるのではないかと考えています。</p> <p>そうすると、この学習指導要領というのが、学校教育にとって最も大事なものになるため、学習指導要領の趣旨や内容を教育委員会や教職員が理解すること、非常に重要であり極めて大事なことであると考えていますので、教育センターみらいの役割も、来年度に向けて非常に重要な局面を迎えると思っています。</p> |
| <p>古谷教育委員</p> | <p>私は、大学でも教職課程をとっておりませんし、教員経験もありません。従いまして学習指導要領というのを読んだことがありませんが、教育長からお話があったように、来年度改訂かなと思い、文部科学省のホームページの学習指導要領について勉強しました。</p> <p>そうすると、模範的な授業をされている先生のYouTubeが掲載されていたため、その動画を見ましたが、この授業は、学習指導要領のこの部分に則しているのでしょうかというような質問事項が出ており、とても大変だと思いました。学習指導要領は教育界の憲法のようなものであると思いますが、それに従って授業を組み立てていくというのは、至難の業であると思いますので、本当に先生方の力ってすごいなと改めて思いました。</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>長谷川教育総務課長</p> | <p>4 報告事項</p> <p>(1) 学校における猛暑災害対策について 配付資料により説明 (説明概要) 資料の4をご覧ください。</p> <p>猛暑対策については、「猛暑は災害」ととらえて児童生徒の健康を守るため、様々な対策を実施してきました。今年度も、引き続きその取組を進めておりますので経過の報告をさせていただきます。</p> <p>初めに、1の「焼津市の気象状況について」ご報告いたします。データは、昨年5月から10月までの6カ月間のものとなります。最高気温35度以上の猛暑日が8日、30度以上の真夏日が75日、また、熱中症警戒アラートの発表回数は40回となっております。参考としまして、カッコ内に昨年の日数、回数を掲載しております。今年度は猛暑日、真夏日の日数等から、昨年度並みに暑い夏でありました。</p> <p>次に、2の「令和7年度学校における熱中症発症の状況」です。</p> <p>こちらは、志太消防本部へ確認しましたところ令和7年度に熱中症の疑いで搬送は小学生1名、中学生1名の合計2名でした。市内全体が83名でありましたのでそれと比べても対策の効果が見られたものと思われます。</p> <p>次に、3の「令和7年度の具体的な取り組みの実施状況」についてご報告いたします。</p> <p>まず、(1) 施設面についてであります。体育館への空調設備設置については、全中学校9校の設置に続き、全小学校13校の設置が8月末に完了し、夏休み明けから使用を開始しております。</p> <p>次に、ミスト発生機の効果検証については、豊田小学校、和田中学校の2校で実施いたしました。検証期間は各学校の体育大会、運動会が開催された週の5月19日から23日の5日間で実施いたしました。</p> <p>検証については、その効果を各学校等からの聞き取りを行いました。ご意見としては、「風向きや設置場所によって効果が大きく左右される。」、「グラウンドの大きさに対し1台では効果が薄い。」、「エンジンや機械音などで授業に集中できない児童がいる。」などのご意見がありました。</p> <p>結果としては費用対効果が少し低いことから、こちらの採用を見送り、来年度については別の方策について効果検証を行いたいと考えております。</p> <p>裏面をお願いいたします。</p> <p>次に、(2) 小学生登下校時熱中症対策であります。保冷剤付きランドセル背あてパッド及びビクーラタオルの配布については未配布の新1年生と転入生の全員に配布をしております。</p> <p>次に、(3) 焼津市立小中学校熱中症対策ガイドラインの活用であります。昨年度に引き続き、各学校でガイドラインに則り、熱中症から子ども達を守る</p> |
|------------------|---|

| | |
|----------|--|
| | <p>取組を実施しております。</p> <p>次に、「4 来年度に向けて」としまして、まず、(1) 施設面の対策について屋外活動における対策として、グラウンドでの活動後にクールダウンする場としてミスト柵を設置し効果を検証いたします。これは今年度検証を行ったミスト発生機では風の影響を受けやすく、効果が限定的であったため、来年度は屋外活動後にクールダウンができるエリアとして、左右からミストが発生する柵を設置し、効果の検証を行います。</p> <p>次に、(2) ソフト面の対策については、今年度同様、①の「保冷剤付き背あてパッド、クールタオルの新生入生、転入生への配布」、②の「熱中症対策ガイドラインに則った対策周知」、③の「教育課程の検討」などを引き続き行ってまいります。</p> <p>学校における猛暑災害対策についての説明は、以上となります。</p> |
| 古谷教育委員 | <p>中学生の女子生徒で、日傘をさして登校する生徒を見かけたことがあります。小中学生が日傘をさして登校するのは許可されていますか。</p> |
| 福田学校教育課長 | <p>それぞれの小中学校で保護者から相談を受けたりすることはあり、各家庭の判断で子ども達が安全に登下校できることが一番ですので、気をつけて登下校するようにお願いはしますが、小学生でも日傘をさして登校している児童はおります。</p> |
| 古谷教育委員 | <p>わかりました。日本人の目は比較的紫外線に強いですが、外国籍の子どもが増えている中で、他の国には、紫外線に弱い方もいると聞いています。例えば、オーストラリアの子ども達は、サングラスをして屋外活動をしている映像を見たことがあります。これから、もしかすると、日本人の子どもでも他の国の子どもでも、サングラスの使用を求める親御さんが出てくるのではないかと思います。その辺りのことは、既に話し合いはされていますか。</p> |
| 福田学校教育課長 | <p>サングラスの着用について相談を受けたことは、私の耳には入っておりませんが、体質であったり、御病気を持っていたり、様々な子どもさんがおりますので、その都度、相談に乗りながら、学習活動に参加できる方法を模索していきたいと思います。</p> |
| 増田紀子教育委員 | <p>説明資料を見ますと、焼津市の学校における猛暑災害対策は本当に手厚いと感じています。体育館の空調設備につきましても、実際訪問した時にも感じましたが、教育活動が本当にスムーズになり、狙いに沿った教育活動ができる所が非常に大きいと思いました。また、小学生の「保冷剤付きランドセル背あてパット」や、「クールタオル」が効果的であり、子どもや保護者にも非常に好</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>福田学校教育 課長</p> | <p>評であると記載がありますが、実際の使用状況や、管理の大変さなど、何か情報があれば教えていただきたいと思ひます。</p> <p>私が、学校現場にいた時に「保冷剤付きランドセル背あてパット」などが入ってきましたが、例えば、ジップロックのような袋に、朝登校すると、班ごと「保冷剤付きランドセル背あてパット」を入れ、設置してある冷凍庫の中に入れます。また、帰りの会の時に、それを持ってきて各自に渡しており、短時間に間違いなく設置ができ、涼しくなるということは、小学校1年生でもやっておりましたし、6年生までの多くの子が使用しておりました。</p> |
| <p>中野市長</p> | <p>せっかく各学校にグラウンドがあるため、暑い時期のグラウンドを涼しくするために、何かできないか、私としても研究していきたいと考えております。</p> <p>(2) 部活動と地域クラブ活動について 配付資料により説明 (説明概要)</p> |
| <p>福田学校教育 課長</p> | <p>資料5をご覧ください。</p> <p>今年度活動する34の地域クラブについて、第1回焼津市総合教育会議では8月8日現在662人、第2回の時には、10月6日現在742人と報告させていただきました。</p> <p>加入生徒はさらに増えておりまして、1月15日現在、795人となっております。</p> <p>活動中のクラブに随時加入があること、また、9月から募集を開始して11月から活動が始まった焼津吹奏楽クラブへの加入制度が30人ほど増えたことによります。</p> <p>次に、来年度、令和8年度の開設を目指して準備を進めている種目について報告いたします。</p> <p>英語クラブにつきましては、あり方検討委員会で承認を受けたものの、クラブ内での事情で開設を見送りになりましたが、前回報告しましたストリートダンス、デザインメディア編集、合唱に加えまして、イラスト、綱引き、剣舞、百人一首、健康麻雀、みなと群舞が、あり方検討委員会での承認を得て、合わせて10クラブが来年度4月から開設されることになりました。</p> <p>令和8年度以降は、新規開設希望がある場合は、個々に相談を受け付けていく予定であります。</p> <p>裏面をお願いいたします。</p> <p>その他、取り組んでいることといたしまして、3、4、5に記載いたしました。1つ目は、クラブリーフレットの配布、これは紹介のリーフレットを小学4年生から中学生に募集案内を作成する予定であります。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>2つ目は、前回も報告しました小学校訪問ですが、こちらは12月までに市が市内全ての小学校への訪問をすることができました。担当が直接説明したことで、教育委員会への問い合わせが増加しております。</p> <p>3つ目は、部活動担当者会への参加等での情報交換です。来年度の中体連大会についての情報交換、その情報を受けて市内の地域クラブ担当者との会合、他市との打ち合わせ等を行っております。</p> <p>最後に6になりますが、令和5年度にスタートした部活動改革に関する改革推進期間が今年度末で終わり、国は、来年度から令和13年度までの6年間で新たに改革実行期間と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する期間となりました。</p> <p>国から新たなガイドラインを提示されたため、今後、本市の地域クラブのガイドラインも修正していく予定でおります。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| 増田徹哉教育委員 | <p>小学校から、体験や見学希望があるということですが、例えば、今後この地域クラブ活動に小学生が参加したり、高校生になった後も地域クラブ活動に参加できたり、その後、大人も参加できたりといった形にしていくことは検討していますか。</p> |
| 福田学校教育課長 | <p>現在、中学生の地域クラブ活動ということで進めています。生涯にわたってスポーツや文化に親しむ、そういった市民を育てていくことが大きな目標の一つになってくるかと思えます。従って、そのような形になったら素晴らしいと思います。</p> <p>また、地域クラブ活動の中には、小学生や高校生など様々な年代と一緒に活動している中の、中学生の部分を地域クラブ活動としてやって下さっているところも実際にあり、既に様々な年代の方と関わりながら活動しているクラブもあります。</p> |
| 福田学校教育課長 | <p>(3)「焼津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について 配付資料により説明 (説明概要)</p> <p>資料6-1、6-2 焼津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、お願いいたします。</p> <p>この計画の策定については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、略して「給特法」といいます。）の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、給特法第8条第1項の規定により新たに定めるものです。</p> |

給特法改正の趣旨ですが、教職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題となっており、教育の質の向上に向けて学校における働き方改革を一層推進するため、この計画の策定、実施状況の公表、総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくものであります。

では、計画の内容について御説明します。資料6-2「焼津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」をご覧ください。1ページに計画の趣旨を示しました。先ほどの説明に加え、焼津市としての基本理念「優しく、強く、愛しい人」の育成につなげるために、ということを書いてあります。

本市の現状ですが、これまでも時間外在校時間の管理や縮減に努めてきており、令和6年度には、小学校教職員の時間外在校時間の平均は、月32.2時間、中学校は41.7時間となっております。年々減少してきてはいるものの、月80時間を上回る教職員も存在しています。

そこで、次に2ページの目標ですが、3を先に見ていただくと計画の期間4年間となっておりますが、この4年間で1箇月時間外在校等時間45時間以下の割合を100%にする。また、月平均を30時間程度にすることを時間外在校時間に関する目標に、また、ワークライフバランス等に関する目標として、年次有給休暇の取得日数を16日以上、ストレスチェックによる高ストレス者の割合10%未満の維持、健康リスクの値が高くないことを定めます。

続いて、4の「実施する内容」についてですが、1つは、「業務の3分類（学校が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務）」を踏まえた業務の見直しを示してあります。3ページの下からの2つ目に学校における取組、これは、例えば授業時数の適切な設定やデジタル技術の活用などです。4ページ、3つ目には教職員の健康や福祉の確保についての取組、休憩時間や時間外が多い教員への対応、ストレスチェック、年次有給休暇の取得等についての取組を実施していくことを示しています。

最後の5には、この取組をどのように進めていくか、ということを示しています。(1)から順に、市のHPで公表すること、定例教育委員会や総合教育会議での報告のこと、関係機関とともに取り組むこと、達成状況の把握方法のこと、学校への支援や指導のこと、計画の周知や研修のこと、市長部局との連携のことを示してあります。内容については、以上です。

資料6-2の実実施計画につきましては、先日の定例教育委員会においてご承認をいただきました。来年度の総合教育会議の中で計画の実施状況等について報告させていただきます。よろしくお願いたします。報告は以上です。

| | |
|--------|---|
| 杉山教育部長 | <p>5 その他</p> <p>(1) 令和8年度総合教育会議協議事項(案)について</p> <p>資料により説明</p> <p>(説明概要)</p> <p>右上に、「その他」と記してあります資料をご覧ください。</p> <p>令和8年度の協議事項につきましては、「「学習指導要領の改訂」と「これからの本市の教育」について」とし、まず、全体的な考えであります。これまで、焼津市では教室・特別教室・体育館の空調整備、トイレの洋式化、一人1台端末やwifi環境整備・プロジェクターの設置、ロッカーの整備等々学習環境の整備、教育センターの設置並びに本市の学校教育の充実に向けた指導・支援、学校におけるICT活用の推進、地域クラブ活動の推進、教育支援センター・校内教育支援センターの設置、と先進的に取り組んできたところであります。</p> <p>現在、国では次期学習指導要領の改訂に向けて、中教審の教育課程企画特別部会や、各ワーキンググループなど各種の会合を開催しており、その中では、『学校ごとに教科等の年間授業時数を調整できる「調整授業時数制度」の創設』や、『不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別な教育課程編成を可能とする制度の創設』など、新たな制度が提起されております。</p> <p>その中で、不登校児童生徒の増加のための対応として、国や県は「学びの多様化学校の設置」を進めるべく、全国の各市町に積極的に勧めています。</p> <p>こうした国や県の動向を踏まえ、焼津市として、未来を見据え、これからの焼津市を担う子ども達にとって、どのような教育施策や事業に取り組んでいくべきかについて協議する、としております。</p> <p>具体的には、2項目あり、1つ目は「多様な子どもたちを包摂するための教育の在り方について」で、学校には、「日本語指導が必要な子ども(外国につながる児童生徒)」、「登校に支援を要する子ども(不登校児童生徒)」、「必要に応じて取り出し指導が必要な子ども(通級指導教室等で学ぶ児童生徒)」、「例えば、数学や運動、音楽等特定分野に特異な才能を発揮する子ども」など、多様な子どもたちが在籍しています。</p> <p>次期学習指導要領では、各学校において、こうした個々の子どもの実態に着目した教育が求められると考え、中教審教育課程企画特別部会でも示されていますが、各学校が教育課程編成をするにあたっては、教育委員会の支援は欠かせません。</p> <p>そこで、具体的にどのような支援が必要か、また支援ができるかについてのご協議と、2つ目としては、「特別支援教育について」で、全国的な傾向と同様に焼津市でも、児童生徒数は減少してきていますが、特別な支援を望む児童</p> |
|--------|---|

| | |
|---------------|--|
| | <p>生徒や特別支援学級（知的、自閉症・情緒）、通級指導教室（ことばの教室・まなびの教室・中学校通級）に在籍・通所する児童生徒も増加しています。</p> <p>こうした現状から、適切な学びの場を提供するための体制（巡回相談、市就学支援委員会など）や、特別支援学級、通級指導教室の配置の充実など、今後の特別支援教育について協議を行う、の2項目を想定しております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>令和8年度の総合教育会議の協議事項については、説明のありました2つの協議事項を基本に、新たな課題などがあれば追加して協議していくこととしたいと思います。</p> <p>焼津市で懸念していることは、この数年で外国人が6千人を超えました。以前は、5、6年で千人増加するペースでしたが5千人から6千人までは、約3年間で増加しました。</p> <p>今の政府は、秩序ある外国人の登用というのを考えているため、このままのペースで増加していくと、6千人から9千人になるまでは、かなりスピードが上がるのではないかと考えており、今後、対応方法も変えていかなければならないと思います。他市においてもどのような対応をしていくか、勉強をしながら、少し注意を払う必要があると思っています。教育委員の皆様から何かご意見がありましたら、それも柱に入れていきますが、まずは、この2つの協議事項を基本に、新たな課題があれば追加していくというスタンスでよろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆様、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。</p> |
| <p>中野市長</p> | <p>（意見なし）</p> |
| <p>教育委員全員</p> | <p>それでは令和8年度総合教育会議協議事項（案）については、これで進めさせていただきます。</p> <p>6 閉会 【午後4時23分閉会】</p> |